## 狭 山 池修理をめぐる行基と重源

# 行基の狭山池修理の年代と意義

久七年炎上のことを記している。 像の所在・形像などを『七大寺巡礼記』などによって考証し、かつ建 ており、 空の『上宮太子拾遺記』第二巻(『大日本仏教全書』本) に引用され 以外にも『泉高父私記』を書いている。すなわち『泉高父私記』が法 かでないが、建久七年(一一九六)ころまで生きた人で、『行基年譜』 河内国丹北郡狭山里」と記される。編者の泉高父について詳細は明ら交通関係の施設の名称・場所・規模などを列挙したなかに「狭山池 狭山町)を修理したことは、「天平十三年記」(泉高父編『行基年譜』 収録)にみえ(第1麦)、 すなわち行基が造営・修理した灌漑水利・ 行基 (六六八―七四九)が狭山池 (河内国丹比郡、大阪府南河内郡 『泉高父私記』は本元輿寺と、その北僧房に安置した弥勒石

养

上

薫

を指摘している。 祭している。 さらに井上光貞氏は『行基年譜』の史料を分析し、つぎのように考

どを史料に用いている(菅原寺は行基が晩年に本拠とした寺で、その 入滅した場所でもある)。 (延曆廿四〔三〕年『菅原寺寺牒』)、② 『皇代記』、 (1)その編集に(1)延暦二十四年(八○五)の菅原寺別当妓脱らの記録 (3)『年代記』な

回行基が営んだ社会事業施設(農業と交通に関係をもつ)が『行基 11111 辛!

(5)	4	3	2	1				年譜
中	臣	高瀬	山崎橋	泉大橋	施	行让	第1表	と
河	豬柄	大橋	橋	穚	設	『行拈年譜』		
同郡	抵津国西:	摂津国嶋	山城国乙訓郡	山城国相	所	所引 『天平	行基の社会活動施設	「天平十三年四記云、
	西城郡	下那高瀬	凯郡山崎	国相楽郡泉里	在	『天平十三年記』	<b>動施設</b>	
		Ĥ	鄉		地			已云ハ延
		(6)高瀬橋院(天平二)	(8)山崎院(天平三)	37)発菩提(泉橋)院	(建立年代) (建立年代)	近ば明然につきま		辛已云ハ延暦廿三年三月十九日所司記
k E	1本3	上研	%:	室(昭	——— 111 <b>59</b> 4	- 手 9 月	25	1受

帰依が自身の出生地の和泉に対する思慕に結びついていること、など

跡関係の一括史料が『行基年譜』のなかに含まれている)、

行基への

らみて和泉出身の人と考えられること(自身が和泉で探訪した行基遺 跡にも関心をもった知識人であったこと、泉を氏の名としている点か

井上光貞氏は泉高父について、行基についてだけでなく古代仏教遺

											-				_ `		, ,,,									
6	1	30	29	28	<b>Ø</b>	26	25	24	23	22	21)	20	19	13	Ø	16	13	<b>1</b> 4	(13)	12)	11)	10	9	8	7	6
Ž	克 H	韓字	高瀬	久米	物部	長汀	昂陽	昂陽	古林溝	有部池	及江池	中布	院前池	昆陽	昆陽	物部	久米	鶴田池	茨城池	桧尼池	点江池	長土池	土室池	 狭山池	直	堀
枝	交日是通	幹室堤樋	髙瀬堤樋	久米田池溝	物部田溝	長江池溝	昂陽下池溝	昂陽上游	溝	池	沲	中布施尾池	池	昆陽下池	昆陽上池	物部田池	久米多池			池	沲	施	池	池	道 	江橋
芦	1	河内	河内	同	泉国	同国	同一	摂洋	河内	扱洋	同一	同一	同一	同一	摂洋	同一	和泉	和泉	和泉	和泉	和泉国	同一	和泉	河内	自高	同
河戸国芝田君芝田里	国克日	河内国茨田郡韓室里	河内国茨田郡高瀬里	玉	泉国泉南郡物部田池尻	同国西城郡	所	摂洋国河辺郡山本里	河内国茨田郡古林里	<b>班洋国豐嶋郡箕丘里</b>	所	所	所	所	摂洋国河辺郡山本里	所	和泉国泉南郡丹比郡里	<b>国大鳥</b>	和泉国大鳥郡蜂田郷	和泉国大鳥郡和田郷	国大鳥	所	和泉国大鳥郡土師郷	河内国北郡狭山里	自高瀬生馬大山登道	郡
1 1 2	北方	那幹	那高		物部	4-JF		部山	郡古	郡箕					那山		部丹	那是	那蜂	都和	大鳥郡深井郷		那上	狭山	光山	
1 5	E	至里	四里		田池尻			<u>本</u> 里	外里	<b>上里</b>					平里		比郡里	部郷	郷	郷	秤鄉		鄉	里	登道	
				(29) 隆	-		(21) 昂	(21) 昂			(21)	(21) 昆	(21) 昆	(21) 昆	(21)昆	(20) 隆	(20) 隆	(31) 鹤		(9) 桧	(30) 深			(20)(19) 尼狭		
				29隆池院(天平九)			20昂陽施院(天平三)	213昂陽施院(天平三)			20昆陽施院(天平三)	幻昆陽施院(天平三)	21昆陽施院(天平三)	幻昆陽施院(天平三)	20昆陽施院(天平三)	20隆池院(天平九)	20隆池院(天平六)	31鹤田池院(天平九)		(9)桧尾池院神亀三	井尼			(20)(19) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20		
				天平			阮(天)	院(天)			院(天)	院(天)	院(天)	院(天)	阮(天)	天平	天平	阮(天)		<b>阮神亀</b>	阮(香味			平三		
				_ 끄			*=	# = 3			¥ = =	<b>半</b> 言	¥ = =	¥ = =	¥ = )	끄	$\overline{\Box}$	光九)		Ξ	**寺)(宇			_		
																					(3)深井尼院(香琳寺)(天平六)					
				<u> </u>																	_					

(河内2、和泉2、 (河内3)、船息(和泉1、 (河内3)、船息(和泉1、 (河内3)、船息(和泉1、 (河内3)、船息(和泉1、 (東平十三年記」(天平十三年 (東平十三年記」(天平十三年 (東平十三年記」(天平十三年 (東平十三年記」(天平十三年 (東平十三年記」)、 (東西、 (東西、 (東西、 (東西、 (東西、 (東西、 (東西、 (東西	19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 1	· · · · · · · · · · · · · ·	30   30   30   30   20   20   20   20
その私的土木事業を公認するにあたり、官に思想、「大平十三年のときに記録されたものの意味」のとにみえる度橋から布施屋までの社会事業が一三年日記云、辛巳云ハ延暦廿三年三月十九日平三年日記云、辛巳云ハ延暦廿三年三月十九日平三年日記云、辛巳云ハ延暦廿三年三月十九日平三年日記云、辛巳云ハ延暦廿三年三月十九日平三年日記、長津3)、堀(河内1、和泉2、摂津3)、堀(東津)、横洋(東津)、山城2)、直道(河内と摂津に通ば橋(摂津4、山城2)、直道(河内と摂津に通ば橋(摂津4、山城2)、直道(河内と摂津に通ば	和泉国大鳥郡土師里 河内国交野郡楠葉里 河内国交野郡楠葉里 河内国大鳥郡大鳥里 田泉国大鳥郡大鳥里	<b>以</b> 山城国和樂郡高 <b>區</b> 里 山城国乙訓郡大江里	河内国茨田郡大庭里 (成) 和泉国日根郡日根里近木郷 (成) 积洋国西城郡津守村 (成) 报洋国西城郡津守村 (成)
行基禁令をやめ、その私的土木事業を公認するにあたり、官に提出をている、という意味である(「天平十三年記」、朝廷がこれまでの対容をなすもので、延暦二十三年のときに記録されたものの意味)の内である。「天平十三年記云、辛巳云ハ延暦廿三年三月十九日所司記を(河内2、和泉2、摂津3、山城2)の場所(国郡里)と規模が記屋(河内3)、船息(和泉1、摂津1)、堀(河内1、和泉2、摂津3)の1)、地(河内1、和泉2、摂津3)、堀(河内1、和泉2、摂津3)、石施屋(河内3)、船息(和泉1、抵津1)、堀(河内1、和泉2、摂津3)の1)、池(河内1、和泉2、摂津3)、石施屋(河内3)、船(河内1、和泉8、摂津6)溝(河内1、和泉2、摂津3)の1)、池(河内1、和泉2、摂津3)の1)、地(河内1、和泉2、摂津3)の1)、地(河内2、田原)、山城2)、直道(河内2、田原が2、田原)、田原が2、田原)、田原が2、田原が2、田原が2、田原が2、田原が2、田原が2、田原が2、田原が2	(2) 野型が(天平二一)	38(37) 3	(13) 善源院 (3) 尼院(天平二)

ある」)。 命じた、もしくは官みずから作成した公的な記録であるとみなすので

部分が20の「皇代記」による部分である。 五、十一月丙午火葬先皇安古山陵、持統天皇崩同年也」と記している たとえば「文武天皇、諱軽、天武天皇孫、草壁皇子第二子也……年廿 々にたて、各歳の条に行基のその歳の行状をあげ、天皇の世が代ると、 | 八『行基年譜』は行基の年齢について「行年某歳」という項目を次 臼『行基年譜』のたとえば行基の「行年五十七歳(甲子)」条の「清

净土院高裕 塔十三層云云 在和泉国大鳥郡葦田里今塩穴郷 尼院

> の部分が「年代記」による部分にあたる。 弟子、修杜多……従同月十二日、始度山崎橋云云、天皇帰依給云云」 同郡早部郷高石村)、「行年五十八歳(乙丑)」条の「九月一日、将彼(ロトカ)

狭山大池と池んでいる)。 行基の修理したのは旧来の狭山池(狭山本池)にあたる(吉田東伍は さて「天平十三年記」にみえる狭山池は単に狭山池と記されるから、

が、修理した年代をしぼるのに彼による狭山池院と尼院の建立を参照 以前であることは、「天平十三年記」に記されるところから知られる ところで行基が狭山本池を修理した年代に関し天平十三年(七四一)

## [第2表]行基の四十九院

											<del></del>				
(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)		
船息院	尼院	善源 (川堀) 院	尼院	大野寺	桧尾池院	久修園 (山崎) 院	尼院	清浄土 (高渚) 院	喜光 (菅原) 寺	石凝烷	隆福(登美)院	恩光寺	大修恵 (高蔵) 院	院 (寺)	『行基年譜』所引
<b>摄津国兎原郡宇治郷</b>	同	摄津国西成邵津守村	同	和泉闰大鳥郡大野村	和泉国大鳥郡和田郷	河内旧交野郡一条内	和泉国大鳥郡早部郷高石村	和泉国大鳥郡葦田里(塩穴郷)	右京三条三坊	河内国河内郡早村	大和国添下郡登美村	大和国平群床室村	和泉国大鳥郡大村里大村山	所在地	引「年代記」
=	=	天平二	四四	四四	=	=	范	神亀元	六	四四	<b>菱老二</b>	霊亀二	慶雲二	建立年	
六三	六三	六三	六〇	六〇	五九	五八	五七	五七	五五五	五三	五一	四九	三	年齢	
神戸市兵庫区	同	大阪市西成区津守町	同		堺市桧尾	枚方市楠葉中之芝	高石市	堺市塩穴町	<b>奈良市菅原町</b>	東大阪市ロ下町	(奈良市大和田町)	(奈良県生駒郡)	堺市高蔵寺		地 の 現

## (43) (42) (41) 400 (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) 澄池 (久米多) 院(M) 田 尼 院 **鶴** 田 池 院 院 院 院 救災隆 嶋尾尼 狭 楊尼高尼 隆福尼院 発菩提(泉橋)院 頭陀(菩提) 深井尼院(香琳寺) 山 法禅 (桧尾) 福尼院 山 瀬 福 津 池 橋 院院 院院院院 Bi 院 院 山城国愛賀郡(岩)和泉国大鳥郡深井村 摂津国西成郡御津村 山城南紀伊郡石井村 山城国相楽郡大狛村 大和国添下郡矢田岡本村 和泉国大鳥郡几山田村 摂津国住吉郡御津 摂津国住吉 和泉国泉南郡下池田村 河内国次田郡伊香村 大和国添下郡登美村 山城国乙訓郡山前郷无水河側 山城国葛野郡大井村 山城国葛野郡大屋村 山城国紀伊郡深草郷 **摂津国河辺郡山本村** 河内国舟比郡狭山里 摂汴国河辺郡楊津村 摂津国嶋下郡穂積村 $\equiv \equiv \equiv$ $\equiv$ 九九九六六六六五五三三三三三三三二 七七七六00七 六 六 七 七三三 六七 六七 六六六六六 六四 六四 六四 六四 六四 六四 京都府山城町 堺市草郡 大阪市南区御津町 同同 京都市伏見区 同 大和郡山市矢田 大阪市南区御津 大 阪 市 京都市左京区 堺市深井 岸和田市池尻 枚方市伊加賀 京 京都市伏見区深草 伊丹市寺本 大阪府狭山町 川西市猪名川町 茨木市穂積 京都府大山崎町 (奈良市大和出町) 都市

(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)
大	長	報	作	枚	
庭	岡	恩	蓋部	松	波度
院	院	院	院	院	院
和泉国大鳥郡上神郷大庭村	菅原寺西岡	河内国交野郡楠葉郷	同	同	<b>  摂津国西成郡津守村</b>
=======================================	111	1	_ 六	一六	_ 一 六
 八二	八 二	八 二	七七	七七	七七
<b>以市大庭寺</b>	天理市釜口?	枚方市楠葉	同	同	大阪市西成区津守

『行基年譜』収録の「年代記」(第2表)をみると、天平三年する方法を用いることができる。

院院

己上在::河内国丹北郡狭山里;

山本池を修理したのは天平三年ころと考えられる。道と社会事業活動を平行して営んでいることから推測すると、彼が狭と記され、狭山の地で行基は狭山池院と尼院を建立しており、彼は伝

> とが察せられる。 対する禁圧にくらべると、行基に対する政府の政策の譲歩しているこ

Z

ことが読みとれる(第2表)。でも、天平三年建立寺院の八という数字は前後の年代の建立数とくらても、天平三年建立寺院の八という数字は前後の年代の建立数とくらまた行基側の伝道活動をいわゆる行基四十九院の建立年代表からみまた行基側の伝道活動をいわゆる行基四十九院の建立年代表からみ

政府は狭山下池を新たに築造していることを参照するからである。 (養老七年、七二三)が出され、天平三年より八年まえには三世一身法を背世私財法(天平十五年、七四三)が発布されている。三世一身法を背世私財法(天平十五年、七四三)が発布されている。三世一身法を背世私財法(天平十五年、七四三)が発布されている。三世一身法を背世私財法(天平十五年、七四三)が発布されている。三世一身法を背世私財法(天平十五年、七四三)が発布されている。三世一身法を背世私財法(天平十五年、七四三)が発布されている。三世一身法を背世私財法(天平十五年、七四三)が発布されていることを参照するからである。

## 、政府による狭山下池築造

狭山下池。」と記され、特に「下池」と記されるから旧来の狭山本池に、、、、。(3)。 『続日本紀』の天平四年十二月十七日条に「丙戌。築,河内国丹比郡

増大する手入れをするとともに、さらに新池を造った、などの場合が 損はなかったが、将来にそなえて新池を造った、44本池の貯水能力を するとともに、将来の破損にそなえるため新池を築いた、⑶本池に破 破損による貯水能力減退のために新池を造った、②本池の破損を修理 して貯水量増大を目ざしたのは、どういう事情によるのか。⑴本池の げられている。 られ、候補として(1) 菰池、 池の名にふさわしいのは、狭山本池に近いところに造られた池と考え した主体は政府と考えられるが、その位置はどこであろうか。狭山下 対する第二狭山池(狭山副池)を新たに築造したことを意味し、築造 三毒池 (堺市野田、 (印太満(間) 池、(八大鳥池(以上、狭山 旧野田村西野の東南。今は廃池)などがあ

から近いことにあるらしい。 満の二池(各約方三町)を狭山下池にあてるが、その理由は狭山本池 吉田東伍の『大日本地名辞書』は狭山本池の北一〇町にある大鳥・太 について『河内志』も狭山下池にあてているが、理由を記していない。 であるが、樋管の内容は轟池の方が広い、寛文五年十月十五日『狭山 同型の樋管を使っている(樋門は狭山池では四段あり、轟池では三段 があった、今は池底が田畑に化しているが(水深三〇尺)、 狭山池と その西北数町のところ西除川に沿りて轟池(面積は太満池の約半分) ぐ北にあたるが、太満池の方が配水関係で一層直接的である、さらに 永雅雄氏は、印太満池と四大鳥池田轟池について、位置は狭山池のす 管内ニアリ、今タエマ池といふ」と記すが、理由をあげていない。末 これはどうかと思うといわれる。四太満池に関し、伴林光平は「狭山 池轟池樋改帳』)、と述べ、四太満池と臼矗池を注目している。臼轟池 (1)菰池について末永雅雄氏は、狭山池に接して一ばん近いけれど、

考えられる。

様相を『続日本紀』によってみておこう。 つぎに、狭山下池築造の背景となった当時の灌漑問題や農民生活の

[天平二年]

- 六月二十七日 旱天がつづき、四畿内の水田・陸田を検校させ
- (2)閏六月二十七日 を四畿内に派遣し、百姓の産業を検校させる。 勅して、亢旱による不作見込みのため、
- 雷雨大風が木を折り、屋をあばく。

一月七日

(3)

公私出挙の未納稲を免除。

(4)

八月二十五日 豊年の慶を分かつため、諸国田租の半ばを免除。

但し淡路・阿波・讃岐・隠岐などの田は田租と天平元年以往の

[天平三年]

(天平四年)

- (5)なし。 六月二十八日 陽早し、 百姓は田を作らず、雨乞いするも降雨
- (6)をおこなわせ、 七月五日 京・四畿内・二監(吉野・和泉)で仏儀による祈雨 詔して京・諸国の天神地祇に奉幣し、 恩
- (8) (7)八月二十七日 大風雨が百姓の廬舎や諸処の寺の堂塔を破壊し た。なおこの夏、小雨、 大風雨。

八月四日

規模の大きな狭山池のほかに、第二狭山池にあたる狭山下池を新造

(9)九月朔日 和泉監に賑給。

秋稼はみのらず。

[天平五年]

(10)

十二月十七日

狭山下池を築く。

正月二十七日 芳野監、 讃岐・淡路国など飢饉、

(13) (12) 二月七日 紀伊国早損、 二月十六日 大倭・河内国、五穀不作、赈給。

(5) 陽早、 事したであろう。 働力は農民から雑徭の形で徴発されるのが令の規定であるから、狭山 不作・賑給(大和・河内国)が注目される。灌漑設備新設に要する労 年の印飢饉(芳野監など)・賑貸、四早損・賑給(紀伊国)、 の築造の前後における気象と農作との状況のなかで、特に天平四年の 下池の築造には、この配水を受ける地域の農民が徴発され、工事に従 狭山下池の新設は貯水量増大を目的とするわけであるが、狭山下池 (6祈雨、(8)小雨、秋稼みのらず、(9)賑給(和泉国)、 (13) 五穀 天平五

過ぎでなかろう。 基の土木技術が政府によってみとめられたと推定するのは決してゆき 山の地で行基が本池を修理し、政府が下池を築造したことになる。行 年政府が狭山下池を築造したことに返えそう。Mの年代幅は天平三年 さて論を仏天平三年ころ行基が狭山本池を修理したこと、 旧の年代幅は天平四年前後と考えられる。それならば同じ狭 (B)天平四

# 三、重源が狭山池石樋を伏せたという史料

に任ぜられた。 楽における聖武天皇の大仏造営のときから勧進の役をつとめ、大僧正 行基は伝道と社会事業施設造りの両方を平行して進め、近江の紫香

た東大寺再興のための募財勧進と再建工事指導に活動した。 陀仏と称し、念仏をひろめたほかに、平重衡の南都焼打ちの災に会っ このように行基と重源の間に共通点がみられる。さらに興味深いの 鎌倉時代の重源(一一二一―一二〇六)はみずからの名を南無阿弥

両者は河内の狭山池を修理していることである。しかも正徳三年

ふとそ」と記している。 会』も狭山池について「或云、池底に石樋あり、行基菩薩の造しめ給 竇於底,以防、堤」と記し、享和元年(一八○一)刊行の『河内名所図 (一七一三)刊行の『和漢三才図会』は狭山池の項で「僧行基舗..石

れをつぎにみることにしよう。 ところで狭山池石樋を伏せたのは重源であると記す史料がある。 そ

帰依し、建久四年(一一九三)みずからの名を「南無阿弥陀仏」と称 称・場所・内容などを詳記した備忘録的なものである。これは建仁三 によって知られる。『作善集』は、東大寺の再興に活動した重源が、 跡也、而堤壊崩、既同山野、為彼改復、臥石樋事六段云々」とあるの(像) いうことになった。 したので、『作善集』にこの名がつけられ「南無阿弥陀仏作善集」と 書写されており、重源の自筆と考えられている。彼は浄土信仰に厚く 年(一二〇三)七月の『備前国麦進未并納所と下惣散用状』の紙背に 生涯中におこなった多くの造寺・造仏や、社会福祉事業施設などの名 陀仏作善集』(以下『作善集』と略称)に「河内国狭山池者、 重源が東大寺を復興したほか、狭山池を修理したことは『南無阿弥 行基井旧

記される(梵は△印で示し、変体仮名は現代仮名になおした) 源とそのひきいる工人の名前、中段に修築の功程、下段に和歌六首が れた年より一年まえにあたる。『修復記』は三段に書かれ、上段に重 されており、彼が八十二歳のときのことで、それは『作善集』が記さ 略称)によれば、修理した年代は建仁二年のことで、『作善集』に記 年(一六〇八)比丘秀雅僧都筆『狭山池修復記』(以下『修復記』と 重源が狭山池を修理した年代は『作善集』にみえないが、慶長十三

 $\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$ 

大勧進造栄東大寺大和尚(営) 南無阿弥陀仏

 $\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$ △△△△△△△斉阿弥陀仏

 $\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$ 

少勧進阿闍梨△阿弥陀仏

 $\triangle$   $\triangle$   $\triangle$ 造東大寺大工行執 番匠廿人之内

日棆部属里

敬白三世十方諸仏菩薩等 狭山池修復事(後)

伏樋百秊布清净返釼碊爰依接津春比天平三秊歳次未?扶□堤 右池者昔行基菩薩行季六十四歲之

河内和泉三箇国流末五十余郷人

天伏春徐修復卯歳二月七日始紐季行季八十二歳而白定仁二季歳次(単)(建) 以四月八日始伏石樋日八十四日終

三???石築者也

四季間道俗各卅沙份少部元伺沛人

仁王十代宗神天皇乃御字に初而(トン) (紫) (紫) おれれい河内国丹南郡之内狭山池

かはつ毛はるのくれおしむなり ほのかなるかすミ乃すえのあら小田 **られしかほにもかはつなくかな** ますけおふるあらたに水をまかすれは くるしけもなくかはつなく奈利 はるふかきさ山の池乃根たまこの 分るたもとにひはりをつなり わか菜つむあら田乃面の夕かすみ つかせ給ふ時乃御哥なり

へそ具はなたちは那に風過て

山ほとゝきす雲に奈く那り

かへるへきあし乃たひ人待かねて

慶長十三秊戊申八月十五日西国之住侶比丘秀雅僧都書之 やこの月にころもうつな利

みられるが、上段と中段の記載によれば、①重源が建仁二年二月七日 る人か明らかでない。『修復記』の文章に不分明なところや、誤字も 日を要したこと、⑵造東大寺(司)の大工行執や宗保が工事に従事し から工事を始め、四月八日に石樋を伏せ、五月三日ごろに終り、八四 となどが知られる。 たこと、⑶狭山池下流の摂河泉三国五〇余郷の人が工事に参加したこ この『修復記』の筆者の秀雅僧都は、西国の僧という以外にいかな

年譜』に記す狭山池院・尼院の建立年代と一致する。 進阿闍梨△阿弥陀仏と浄阿弥陀仏は重源の弟子である。中段で行基に よる狭山池修理の年を天平三年(六四歳のとき)というのは、 重源の狭山池修理に協力した摂河泉五○余郷は、当時の狭山池の水 いうまでもなく上段の大勧進造営東大寺大和尚は重源であり、少勧 『行基

『狭山池明細書』では五三ヵ村、三三、五九六石である。帳』では八○ヵ村・五四、五七六石、享和三年(一八○三)七月の内については変遷があり、慶長十七年(一六一二)七月『水出ス割付囲以外の村かも知れない。近世における狭山池の水下区域が摂津・河を配分されていた村数に相当すると考えられ、一部の村は水の受給範

ι の譲状を出しており、その譲状によって重源の果たした事業内容と活(2)。 南院主の定範にゆずり、同所の重阿弥陀仏を野田荘預職に補任する旨 宋の石工の伊行末らを招いて大仏殿を再建させることができたのも、 ともに周防の杣に入っている。また重源は仁安二年(一一六七)入宋 動地域が知られる。周防国は文治二年東大寺造営料所とされ、重源は 賀国阿波・広瀬・山田有丸荘、播磨大部荘・周防国椹野・宮野荘、備 国務を管し、大仏殿再建用の材木を求めるため、宋の鋳匠の陳和卿と 生院・東大寺浄土堂・渡部別所并木屋敷地・播磨別所などを東大寺東 前国南北条・長沼・神前・野田荘を、堂舎として高野山新別所専修往 建久八年六月一五日に、これまで経営してきた荘園として、東大寺伊 (m) 再建落慶のほかに、文治三年に周防阿弥陀寺を、建久三年に播磨浄土 文治元年 (一一八五) 東大寺大仏開眼、 寺を建て、建久六年に醍醐寺に宋版一切経を施入し、経蔵を設けた。 「源が入宋経験者であったことによる。 瓜源が狭山池を修理した以前における彼の活動と地域をみておこう。 天台山・阿育王山に参詣しており、 建久六年(一一九五)大仏殿 陳和卿に大仏鋳造を依頼し、

## 四、重源の狭山池修築の事情

によって焼打ちされ、東大寺の復興のため翌五年六月二十六日左少弁(1)治承四年(一一八〇)十二月二十八日、東大寺と興福寺が平重衡重源が狭山池を修理したいきさつはつぎのように考えられる。

大和尚位を授けられている。 大和尚位を授けられている。

再建は密接な関係をもって平行して進められた。 再建は密接な関係をもって平行して進められた。 再建は密接な関係をもって平行して進められ、東大寺を興福寺の の場合に大和守護職を掌握し、伽藍再建工事では順調に南 無温寺はこの機会に大和守護職を掌握し、伽藍再建工事では順調に南 無温寺はこの機会に大和守護職を掌握し、伽藍再建工事では順調に南 の場合に大和守護職を掌握し、伽藍再建工事では順調に南 の場合に大和守護職を掌握し、伽藍再建工事では順調に南 の場合に大和守護職を掌握し、伽藍再建工事では順調に南 のは、工事は藤原氏一門の支持と源頼朝の庇護を背景として進められ、 とこの間、興福寺の再建について、氏院別当の光長を造寺長官に任命

(2)狭山荘は興福寺領であり、興福寺は藤原氏の氏寺であっただけで、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事なく、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事なく、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事なく、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事なく、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事なく、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事なく、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事なく、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事なく、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事なく、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事なく、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事なく、重源が摂政の藤原兼実をしばしばいまた。

、および重源の言として本年中に大仏鋳造を終える予定であること、造東大寺長官の藤原行隆が兼実を訪ね、大仏の左手を鋳終わったこ

「―~…」」のおり、などを語った。めたので今は融和していること、などを語った。はところ、宋人鋳物師は不快の色をあらわしたけれど、あれこれなだまた重源の沙汰として宋人鋳物師のほかに河内国の鋳物師を参加させ

はさらに増す。 以上の鐘や鰐口を残しており、これらを加えると、河内鋳物節の遺品り室町時代初めにかけて近畿・南海・東海などの諸地方に総計一七個あり、このほか河内の丹比郡に由来する丹治姓の鋳工は平安時代末よ時代から江戸時代にいたる鐘銘のうち、河内鋳物師の製作は約二九個時代から江戸時代にいたる鐘銘のうち、河内鋳物師の製作は約二九個時代からみられる。現在各地に残る平安河内の鋳物師の活動は平安時代からみられる。現在各地に残る平安

⑷重源は『法然上人行状絵図』(九)に「万にはかりごとかしこき

徳を積み、建築や土木の設計造作に指導力をもっていた。 仏像を作り、諸方の道路・橋・池・堤・港湾を修築し、多くの作善功備中浄土堂、高野山新別所、周防阿弥陀寺などの別所を建立・修造し、め、東大寺浄土堂、播磨小野の浄土堂、伊賀大仏寺、摂津渡辺浄土堂、る」と記され、事業の計画や経理の才能をもち、東大寺の再興をはじ人なりければ、そのころのことわざにて支度第一俊乗 房と ぞ人 申け

ここで、行基が狭山池石樋を伏せたという『和漢三才図会』と『河内 里」と記すだけで、石樋を伏せたことまで記していない。②『和漢三 ない。これらのうち『行基年譜』が引く「天平十三 年記」に 「狭山 絵伝』(正和五年、一三一六、家原寺蔵)などを重んじなければなら 二月二日条)、 泉高父編『行基年譜』(安元元年)や『行基菩薩行状 ⑴行基の伝記や事績(伝道と農業・交通関係の施設造り)については 名所図会』の記載をどう考えるべきかについて述べなければならない。 再興時に勧進をつとめた)などの点に共通点をもつところから、 道と東大寺造営(行基は東大寺創建時に勧進をつとめ、重源は東大寺 修復記』に記され、これを否定することはできない。行基と重源が伝 という『和漢三才図会』や『河内名所図会』の説は信憑性に欠ける。 面から記したものでない。⑴と⑵から、行基が狭山池の石樋を伏せた 才図会』や『河内名所図会』は行基(六六八~七四九)の没年よりも 池」があげられているが、その所在地について「河内 国 丹 比 郡 狭 山 無阿弥陀仏作善集』と『狭山池修複(復)記』について考察してきた。 一方、重源が石樋を伏せたことは『南無阿弥陀仏作善集』と『狭山池 九六四年ないし一〇五二年のちの書物であり、行基の伝記や事績を正 「行基大僧正舎利瓶記」(「行基墓誌」)、『続日本紀』(天平二十一年 以上、重源による狭山池の修理、特に石樋を伏せたことを記す『南 |三才図会』や『河内名所図会』は狭山池の石樋を伏せた人物が重源

であることを誤って行基に結びつけたのであろう。

来山池の修理の事例をたどっておくと、天平三年か四年ころ行基は 来山池の修理の事例をたどっておくと、天平三年か四年ころ行基は 来山池の修理の事例をたどっておくと、天平三年か四年ころ行基は 来山池の修理の事例をたどっておくと、天平三年か四年ころ行基は 来山池の修理の事例をたどっておくと、天平三年が四四〇年の間に との砂理以後には、永禄年中(一五五八~六九)に畠山家の臣の安見美 作守時重により狭山池が修理されたが成就しなかった。慶長十三年 (一六〇八)豊臣秀頼が片桐且元に命じ、摂河泉三国の人夫と、かな りの費用を投入して修理した工事は大規模のもので、尺八樋を敷設し、 かつ狭山池の北と西の堤防を修理し、現在の狭山池の規模の大体がこ かつ狭山池の修理の事例をたどっておくと、天平三年か四年ころ行基は 来山池の修理の事例をたどっておくと、天平三年か四年ころ行基は

## **注**

- 研究』昭和五〇に収録)。念会編『律令国家と貴族社会』昭和四四、のち井上氏『古代仏教思想史(1)井上光貞「行基年譜、特に天平十三年記の研究」(竹内理三氏湿暦記
- 限規定を重視した点に大きな説得力をもち、特に天平十三年記によって所収)。 吉田氏の論旨ほこうである。三世一身法は甕田の田主権をただ所収)。 吉田氏の論旨ほこうである。三世一身法は甕田の田主権をただの予告が現実の問題となった。その予告どおり鏨田を収公することを不の予告が現実の問題となった。その予告どおり鏨田を収公することを不得策とした朝廷は、鏨田額に身分的な差を付け、民間の墾田に一定の制限を設け、将来の不安を除くのとひきかえに、三世一身法は甕田の田主権をただを撤回したのである、と。井上光貞氏は、吉田氏の論説について、予告を撤回したのである、と。井上光貞氏は、吉田氏の論説について、予告的に表すの場合に、一方に、「日本社会経済史研究」古代中世編という概念に関連が表して、「日本社会経済史研究」古代中世編という概念には、「日本社会経済史研究」古代中世編を表する。

の大仏造営の政策にもみられる、と述べ、論旨を展開している。の大仏造営の政策にもみられる、といい、このような姿勢は、同年十月る限田規定を設けることによって、これを支配階級の利益の方向に吸収によっておこった開発のエネルギーを全面的に容認しながら、身分による解釈であると評し、墾田永世私財法の発布は、特に三世一身法の発布三世一身法下の畿内の開発の盛況をみとめる立場からは、大変魅力のあ三世一身法下の畿内の開発の盛況をみとめる立場からは、大変魅力のあ

- (4) 瀧漑水利施設などの造営に徴発された農民の労働力の内容などについ(4) 瀧漑水利施設などの造営に微発された農民の労働力の内容などについ(4) 瀧漑水利施設などの造営に微発された農民の労働力の内容などについ
- (5)『南無阿弥陀仏作善集』(『大日本史料』第四編の九の六五頁)
- (6)大阪府南河内郡狭山町の田中俊逸氏所蔵。
- (7)狭山町史編纂委員会編『狭山町史』第二巻(史料篇)3・95番。
- (8) 同右書15番。
- (9) 『阿弥陀寺文書』
- (10) 『浄土寺文書』 『浄土寺開祖伝』
- (11) 『上醍醐寺類集』『醍醐寺座主次第』
- (12) 『譲状』(『大日本史料』第四編の九)
- 年、高野山延寿院へ施入した鐘銘による。和歌山県那賀郡泉福寺所蔵)(13)重源はとの安元二年(一一六七)までに三度入末したという(安元)
- 興」(『南都仏教』特輯号『重源上人の研究』所収、昭和三〇年)参照。一)で、その補任事情については堀池春峰「俊乗房重源上人と東大寺再(14)重源が東大寺大仏再興の大勧進に補任されたのは治承 五 年(一 一八

(20) 田村圓澄「重源聖人と法然上人」(『南都仏教』特輯号〔前掲〕) 参照(16) 同右、寿永二年二月二十四日条。(17) 同右、寿永二年二月二十四日条。(18) 同右、寿永二年二月二十四日条。(19) 河内(とくに狭山)の鋳物師については、末永雅雄「狭山の鋳物師」研究』第一巻、第二章第四節)および豊田武『日本中世商業史の(18) 同右、建久二年六月六日条。

A Research about Gyōki and Chogen, who repaired the Sayama pond.

## Kaoru Inoue

## Summary

Gyōki (行基, 668~749) repaired the Sayama (狭山) pond, and his technique was praised by ancient government. Out of consideration for his distinguished service, ancient government mitigated the prohibition of his preaching. Gyōki collected contribution for founding of the greate image of Buddha at Tōdai-ji (Buddhist temple).

Also chogen (重源, 1121~1206) repaired the Sayama pond, and collected contribution for restoration of the greate image of Bnddha at Todai-ji. Several stone valves (石樋) of Sayama pond were found in 1926. By whom were set the stone valves, Gyōki or Chogen?